

コメント（委員：前川）

<p>1</p>	<p>温室効果ガスの削減に資する契約方式とは</p> <p>昨年度に閣議決定された基本方針の中に下記の趣旨の記載があります。</p> <p>その他の省エネ改修事業の発注に当たっては、温室効果ガスの削減に資する契約方式を選択するものとする。</p> <p>そして、前回配布された資料（参考資料2の29ページ）には</p> <p>要求仕様及び入札条件は調達者において設定し、適切な契約方式等を選択すべしとの趣旨が記載されています。これだけでは不親切と言わざるを得ません。「温室効果ガスの削減に資する契約方式」の例を具体的に示すことが必要だと思しますので下記をご提案します。</p> <p>【温室効果ガスの削減量を保証する契約の例】</p> <p>英語で Performance Contract とされる効果保証契約は、省エネルギー機器の導入によって得られるエネルギーコスト削減額を保証することが一般的ですが、エネルギーコストの削減の多くはエネルギー消費量の削減により実現され、これは温室効果ガス発生量の削減に直結します。Performance Contract は国内外に多くの実績がありますので、運用上の問題はありませぬ。建築物の改修事業において温室効果ガスの削減量を保証させる契約は間違いなく「温室効果ガスの削減に資する契約方式」であると思しますので、例として記載すべきものと思ひます。</p>
<p>2</p>	<p>調達者の判断のみにより対象外とすることについて</p> <p>① 昨年2月に閣議決定された基本方針によると、「建築物の改修は、ESCO 事業又はESCO 事業以外の省エネルギー・脱炭素化に資する改修事業とする」との記載があり、それ以外の建物改修は存在してはならない、と読むことができます。</p> <p>② この基本方針には一切の例外規定がないにもかかわらず、前回の委員会で配布された資料（参考資料2の30ページ）には「脱炭素化以外の項目が特に優先される事業や脱炭素化に工夫の余地がほとんどない事業等については、調達者の判断により対象外とすることができる」との記述があります。この記述では調達者が対象外とする理由を自由に決めることができてしまいうえ、それを当該調達部局で秘するようになってしまいかねませぬ。下記に変更することが必要だと思ひます。</p> <p>【閣議決定の趣旨を棄損しないための運用】</p> <p>建築物の改修のうち、脱炭素化以外の項目が特に優先される事業や脱炭素化に工夫の余地がほとんどない事業等について、環境配慮契約法の対象外にする場合には、案件ごとに環境配慮契約法の所管省庁（環境省）との事前協議を実施し、対象外にする合理的な理由を説明しなければならない。</p>